

●再生可能エネルギー発電設備に関する特例(令和2年4月1日から令和8年3月31日までに取得)

資産	出力規模	特例率	要件	添付書類
太陽光	1,000Kw未満	2/3	再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した資産 固定価格買取制度の認定を受けていない資産	・補助金交付決定通知書 ・仕様書 等
	1,000Kw以上	3/4		
風力	20Kw未満	3/4	固定価格買取制度の認定を受けている資産	・再生可能エネルギー発電設備の認定書の写し ・電気事業者との電力受給契約に係る書類の写し ・仕様書 等
	20Kw以上	2/3		
水力	5,000Kw未満	1/2	固定価格買取制度の認定を受けている資産	・再生可能エネルギー発電設備の認定書の写し ・電気事業者との電力受給契約に係る書類の写し ・仕様書 等
	5,000Kw以上	3/4		
地熱	1,000Kw未満	2/3	固定価格買取制度の認定を受けている資産	・再生可能エネルギー発電設備の認定書の写し ・電気事業者との電力受給契約に係る書類の写し ・仕様書 等
	1,000Kw以上	1/2		
バイオマス (※1を除く)	10,000Kw未満	1/2	固定価格買取制度の認定を受けている資産	・再生可能エネルギー発電設備の認定書の写し ・電気事業者との電力受給契約に係る書類の写し ・仕様書 等
	10,000Kw以上20,000Kw未満	2/3		

適用期間:新たに固定資産税が課税されることとなった年度から最初の3年間

※1 令和6年税制改正に伴う「バイオマスのうち木竹に由来するもの又は農作物の収穫に伴って生ずるバイオマスを電気に変換するもの」についての特例率はまだ決まっておりません。